

■ 消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書骨子（案）

第 1 全体の構成

本検討会の報告書の構成は、以下のとおり。

- 1 本検討会の目的（運用状況の把握、論点整理）
 - 2 事例収集の方法（対象範囲・抽出方法、分析方法）
 - 3 論点項目における関連事例の整理
⇒後述第 2
 - 4 論点一覧・事例対応表
⇒後述第 3
 - 5 裁判例概要
⇒後述第 4
 - 6 相談等事例概要
- （参考資料）
- ・開催状況
 - ・委員等名簿 など

第2 「3 論点項目における関連事例の整理」のイメージ

- ・ 収集した事例を各論点項目に対応させて整理した結果を踏まえ、考察した結果を記載する。
- ・ 分類された事例の傾向や類型を示し、検討会において意見が出された点については、適宜言及する。

(イメージ)

第1 総論

1. 消費者概念（第5回検討会資料4-3を加工）

(1) 消費者契約法の運用状況

消費者概念が争われた事例については、①「個人事業者の消費者性」に関するものと、②「法人その他の団体」が当事者間の情報及び交渉力の格差等を理由として、「消費者」に当たるか否か、あるいは、消費者契約法の類推適用が認められるか否か、すなわち、「法人その他団体の消費者性」に関するものの大きく2つの傾向が見られた。

まず、①「個人事業者の消費者性」に関する事例として、以下のものがある。

- ・ 投資目的不動産売買において、個人の消費者性肯定を前提とした事例【●】
- ・ 開業準備段階の契約締結について、個人の消費者性を否定した事例【●】
- ・ 弁護士が弁護士業務を行う事務所に供する目的で契約締結した賃貸借契約について、原告の弁護士としての活動実績や、実際に当該契約の締結時に賃料等の交渉を行っていた事実を踏まえて、消費者契約法の類推適用を否定した事例【●】

次に、②「法人その他の団体の消費者性」に関する事例として、以下のものがある。

- ・ 管理組合について、いわば個人の集まりであるとして消費者性を主張したが、否定された事例【●】
- ・ 当事者間の情報及び交渉力の格差を理由に消費者契約法の類推適用が主張されたが、否定された事例【●】
- ・ 権利能力なき社団について、「消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できない」として、消費者性を肯定した例【●】

これらの裁判例を考察すると、個別事案における当事者間の実質的な格差に着目して消費者性を判断する裁判例もなくはないが、裁判例の大半においては、実質的な格差が存するか否かにかかわらず、消費者契約法の文言の通り、「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く。）」は消費者とし、「法人その他の団体又は事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」であれば、事業者とする運用がされているものと考えられる。

（２）検討会における議論状況

消費者概念の在り方について、「消費者」の拡充ないしは柔軟な解釈を可能とすべきではないかという論点に関して、次のような意見が出された。

- ・ 現行法上の問題に対しては、解釈で対応しうるが立法が望ましいもの、立法できないとしてもコンメンタールで明確にすべきものもあれば、解釈では対応できず、立法で対応する必要があるものがある。消費者概念の広げてはどうかという問題は、現行法の「事業として」や「事業のため」という文言の解釈により、妥当な解決が図られる面もある。すなわち、事業の実体が全くないようなものは、「事業として」や「事業のために」には当たらないと解する余地があり、また、フランチャイズ契約においても、開業準備という実質がなく、むしろ開業準備等の名を借りたものである場合は、「事業として」でも「事業のために」でもないと解する余地がある。もっとも、解釈による解決は、相談現場等において、混乱を生じるおそれがあるため、逐条解説等で明記し、普及されることが必要である。¹
- ・ 法人や団体について、契約によっては「消費者」とし、あるいは、消費者契約法の規律を及ぼすことが適当であると考えられるような場面があり得るが、「個人」という文言から解釈でそれを導くことは難しい。
- ・ 消費者概念、事業者概念を考えるに際しては、個人がいかなる場合に事業者該当するかという観点からの検討も要する。
- ・ 消費者契約法において「事業」を行う者や、特定商取引法において「営業」を行う者が法の保護の対象から除外されることを利用して、これらの者をターゲットにした悪質商法が急増している。実態としては消費者

¹ なお、「逐条解説 消費者契約法」（第2版）85頁は、いわゆる内職商法に関し、「内職が客観的に見て実体がなく、事業であるとは認められないものがあり、その場合、「内職のために材料や機械を高い金額で購入する契約は『事業のため』の契約ではないこととなるため、本法における『消費者』に該当し、本法の適用範囲に入ると考えられる。」としている。

と異なる事業者が、情報力・交渉力を有する事業者から不当な勧誘を受けて契約を締結した場合や、不当な条項に基づく契約を締結しているような場合に、消費者契約法の保護を一切及ぼさなくて良いのかという問題がある。他方、消費者契約法が定義規定を設けてその適用範囲を画していることや、民法の一般原則に対する特則を規定していることを考えると、消費者概念の拡張には困難な面もある。この問題に対する解決の方向として、第1に、例えば現行の「事業のために」の意味内容として、「事業内容と密接に関連している場合」で、かつ「すでに開始している事業」に限定するなど、消費者の定義自体を拡張することや、第2に、定義規定自体は拡張せず、定義規定とともに消費者性を認める考慮要素を列挙すること、第3に「事業者間契約への準用規定を置く」ということが考えられる。

- ・ 「消費者的事業者への準用規定」について、実際に消費者と変わらない事業者を消費者とすると、事業者は、当該個人が実質的に消費者かどうかという判断をしなければならない一方で、相談現場においても、そういった判断を要することとなる。やはり画一的に消費者概念を定めることが必要である。

第3 「4 論点一覧・事例対応表」のイメージ

- ・ 本検討会において収集した裁判事例、相談事例、ADR事例について、関連する消費者契約法の論点項目に振り分けを行う。
- ・ その際、裁判事例と裁判事例以外（相談事例、ADR事例）とでは、裁判事例が裁判所による司法判断を踏まえるものであるのに対し、裁判事例以外は、司法判断を踏まえないもの又は一方当事者の主張によるものであることから、同列に扱うのではなく、表を分けて一覧表を作成することとする。
- ・ 論点項目は、さらなる細分化を行うことが適当な場合には、小項目を設けることとする。

(イメージ)

■ 消費者契約法に係る裁判事例の収集及び分析(論点項目)

テーマ		論点項目	関連事例
総論	消費者性・事業者性の明確化区分について(消費者契約性)(2条)	・ 消費者概念の在り方	【1】、【2】、…
	消費者契約の内容の情報提供(3条1項)	・ 情報提供義務の在り方(法的性質、同義務違反の効果)	
		・ 透明性の原則	
	消費者の努力義務(3条2項)	・ 消費者の努力義務の在り方(法的性質、同義務違反の効果)	
前提	・ 中心条項への適用		
不当勧誘	事業者の行為による誤認(「勧誘」)(4条1項、2項)	・ 勧誘要件の要否・在り方(インターネット上の広告等)	
		不実告知(4条1項1号)	・ 不実要件の在り方 ・ 告知要件の在り方
	断定的判断の提供(4条1項2号)	・ 「将来における変動が不確実な事項」要件の在り方	
	不利益事実の不告知(4条2項)	・ 先行行為要件の要否	
		・ 不告知要件の在り方 ・ 故意要件の要否	
「重要事項」(4条4項)	・ 「重要事項」要件の在り方		

テーマ		論点項目	関連事例
困惑	不退去(4条3項1号) 退去妨害(4条3項2号)	・退去すべき／する旨の意思表示要件の要否	
		・退去妨害／不退去の要件の在り方	
		・不退去・退去妨害以外の困惑類型(不招請勧誘、執拗な電話勧誘等)	
その他	第三者対抗要件(4条5項)	* 「善意」を「善意でかつ過失がない」とする改正(民法改正に伴う検討)	
	媒介者、代理人の不当勧誘(5条)	・第三者による不当勧誘行為規制の在り方(「媒介」要件)	
	取消権の行使期間(7条)	・適正な行使期間	
	その他	・法定追認の適用除外の要否	
		・不当勧誘行為の効果(不当利得返還の範囲、損害賠償請求権)	
不当条項	事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)	* 債務不履行の免責事由の議論に伴う改正(民法改正に伴う検討)(8条1項2号「故意又は重大な過失」)	
		* 瑕疵担保責任の法的性質の変更・文言改正に伴う改正(民法改正に伴う検討)(8条1項5号、2項)	
	消費者が支払う違約金等の額を過大に設定する条項(9条1号)	・「解除に伴う」要件の要否	
		・「平均的な損害の額」の意義	
		・「平均的な損害の額」の立証責任の在り方	
	年14.6%を超える遅延損害金を定める条項(9条2号)	・14.6%の適正性	

テーマ		論点項目	関連事例
	消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10条の前段要件の在り方(「任意規定の場合に比して、消費者の権利を制限し、又は義務を加重する」) ・ 10条の後段要件の在り方(「民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」) 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当条項リストの追加の要否・在り方 ①人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定 ②消費者の同時履行の抗弁権・留置権を排除又は制限する規定 ③事業者が正当な理由なく自己の債務を履行しないことを許容する規定 ④消費者の相殺権を排除する規定 ⑤消費者の解除権・解約権・取消権を制限する規定 ⑥事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定 ⑦事業者に対する訴訟提起の期間を不相当に短くする規定 ⑧専属的裁判管轄合意規定 ⑨仲裁条項 ⑩金銭消費貸借契約の期限前弁済における利息相当額の賠償を求める規定 ⑪サルベージ条項 ⑫消費者に不相当な先履行を求める規定 ⑬立証責任を転換する規定 ⑭事業者による自力救済を認める規定 ⑮事業者の負担を消費者に転嫁する条項 ⑯消費者の行為を制限する規定 	

テーマ		論点項目	関連事例
		⑰消費者に高額な損害賠償をさせる規定 ⑱消費者に責任がない事項についても責任を負わせる規定 ⑲不当条項が含まれているとしても同意する旨の規定 ⑳事業者に一方的な権限を認める規定 など	
その他	約款規制	・約款規制に関する規律の要否(定義、組入要件、不意打ち条項、約款の変更)	
	解釈準則	・解釈準則に関する規律の要否	
	抗弁の接続	・第三者型与信契約における抗弁の接続の規定の要否	
	複数契約の解除	・複数契約の解除の規律の要否	

・「*」は、民法(債権関係)改正に連動して検討を要すると考えられる論点である。

第4 「5 裁判例概要」のイメージ

- ・ 裁判事例は、時系列（降順）に並べる。
- ・ 裁判例は、判決年月日、裁判所、事件番号で特定する。
- ・ 出典は、当該事例が掲載されている刊行物がある場合は当該刊行物を記載し、その他の場合は、収集元のデータベースを記載する。
- ・ 要旨は、特段の断りがない限り、ウエストロー・ジャパン株式会社が提供するデータベースである「Westlaw Japan」に収録（平成26年5月15日現在）「Westlaw Japan」より引用する。

（イメージ）

【●】

裁判例	平成25年1月15日 東京地裁 平23(ワ)27349号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆原告が、探偵業を営んでいた被告から、探偵業を始めれば被告が仕事を紹介すること、探偵業が高収入であること等の説明を受け、自ら探偵業を営むことを決意して、被告との間で業務支援契約を締結し、また、探偵業のホームページ作成に係る委託契約を締結して、それぞれ金員を支払ったところ、被告の本件説明は事実に反していたとして、被告に対し、主的に、不当利得の返還を求め、予備的に、被告の虚偽説明により契約締結についての判断を誤り、過大な費用を支払った等として、損害賠償を求めた事案において、被告は、探偵業の業務の実情や収入等につき十分に説明する信義則上の義務を負っていたところ、同義務を尽くさなかったとした上、本件ホームページ作成委託契約は、被告の説明義務違反の有無という観点から本件業務支援契約と一体といえるとして、本件各契約の締結に際して適切な説明をしなかったことによる被告の損害賠償責任を認めた上で、3割の過失相殺をし、請求を一部認容した事例

論点項目	判示内容
消費者概念の在り方 ※個人の消費者性否定（探偵業の開業を前提とした契約締結）	(4) 原告は、本件各契約について、消費者契約法4条1項に基づく取消しを主張する。 しかしながら、原告は、探偵業を開業することを前提として本件各契約を締結したのであるから、消費者契約法2条1項にいう「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合の個人」に該当する。したがって、本件各契約について、消費者契約法は適用されない。
情報提供義務の在り方	原告は、昭和59年生の女性であり、幼稚園に勤めていた経験はあるものの、本件契約当時、十分な社会経験を有していたとはいえず、探

論点項目	判示内容
	<p>偵業を営むとすれば <u>被告やA（ないしb株式会社）の支援を頼みにせざるを得ない状況にあった</u> というべきところ、他方で、<u>探偵業の実情を十分に理解していたことをうかがわせる事情は見当たらない</u>。なお、原告は、本件契約締結以前に、b株式会社との間で、託児所事業を共同で営むための出資をしていたが、これも当初の予定どおりに進展せず、紛争を生じていることは上記1(1)アのとおりである。</p> <p><u>被告は、自らも本件契約と同様の業務支援契約を締結し、探偵業を営んでいた</u> のであるから、<u>上記のような状況にあった原告</u> との間で、探偵業の開始を前提とする本件契約を締結するに際しては、<u>探偵業の業務の実情や収入などについて十分に説明する信義則上の義務を負っていた</u> というべきである</p>

第5 「6 相談等事例概要」のイメージ

- ・ 相談等事例は、論点項目に関連するテーマごとに分類し、整理する。
- ・ 相談等事例は、事例の収集のもととなる資料、データベース等を記載して特定する。

(イメージ)

1. 威迫的な言動が伴う事例

論点項目	相談内容
<p>①不退去・退去妨害以外の困惑類型</p> <p>②不当勧誘行為に関する一般規定(状況の濫用)</p>	<p>【発8・事例1】現金書留封筒を同封して健康食品を送りつけ、電報を使って支払いを迫る</p> <p>注文を受けた健康食品を送ると電話がかかってきた。少し前にテレビCMを見て健康食品のサンプルを購入していたので、その業者だと思った。この健康食品はこれ以上購入するつもりがなかったので、キャンセルすると言うと「<u>キャンセルできない。1カ月分は取ってもらおう。申込時のやり取りを録音している。裁判にかける。裁判になると36万円支払わないといけない</u>」と言われたため、仕方なく承諾した。<u>商品は送料着払いで届いたので、約1000円を支払い受け取った。</u></p> <p>送り主を確認したところ全く知らない業者だった。箱の中には現金書留の封筒が一緒に入っていた。封筒には送り先、私の名前、金額等が既に記入されており、商品代金は約4万円だった。</p> <p><u>数日後、業者から電話がかかり、「年金が入ったらすぐに商品代金を支払え」と言われ、昨日は「れんらくください」と書かれた電報も届いた。心配で夜も眠れない。</u></p> <p style="text-align: right;">(80歳代、女性)</p>
<p>①不当勧誘行為に関する一般原則(状況の濫用)</p> <p>②不退去・退去妨害以外の困惑類型</p>	<p>【発12・事例3】「あなたの名前を使い未公開株を購入した」という電話があり、キャンセルしようとしたら「あなたも罪になる」と言われた</p> <p><u>4日前に証券会社から「他人があなたの名前を使い、ある業者から1000万円分の未公開株を購入した」と電話があり、その後その未公開株の発行会社から「1000万円の振り込みを確認した」と電話があった。<u>全く身に覚えのない話で意味が分からず、1日考えて「この契約はおかしいのでキャンセルしたい」と発行会社に申し出ると「1000万円を口座に返金する手続きを取る」と言われ、口座番号を聞かれたので教えた。その後「契約をキャンセルすることに関して、金融庁であなたの口座を確認したところ問題になっている。口座</u></u></p>

論点項目	相談内容
	<p>の残高を300万円増額しないと振り込めない」と言われた。「300万円も増額はできない」と言うとき「<u>警察沙汰になりあなたも罪になる</u>」などと言われて結局300万円をそろえた。その後の話で当日が週末のため口座振込ではなく家に集金に来ることになり現金で渡したが、「<u>誰かに言うとき警察に逮捕される</u>」と言うので夫にも秘密にした。<u>私の挙動を怪しんだ夫から問われ事情を話したところ「詐欺だ」と言われた。返金希望。</u></p> <p style="text-align: right;">(契約者：60歳代、女性)</p>

(凡例)

【発8】健康食品の送りつけ商法に新たな手口 現金書留封筒を同封して送りつけ、脅迫めいた口調で支払いを迫る！（2013年9月30日）²

【発12】突然「あなたの名前で社債を購入した」と電話してくる手口に注意！

—消費者をあわてさせてお金をだまし取る買え買え詐欺—（平成25年7月12日）³

² http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130930_1.pdf

³ http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130712_1.pdf